

研究ノート

『引揚者在外事実調査票』の資料紹介

— 歴史資料としての意義とデータ活用の可能性 —

木村 由美[†], 西崎 純代[‡]

要 旨

第二次世界大戦後、日本には600万人以上の人々が引揚げた。これまでの引揚研究では、引揚政策等の政治的側面、戦後の記憶などの社会的側面に重点が置かれてきた。一方、引揚者の戦後の定着や職業活動は、個別の地域、集団に特化した研究が積み重ねられてきたが、引揚全体像の解明、中でも統計的アプローチは限られていた。これは引揚者総数の膨大さ、引揚経験の多様性、客観的分析に適する資料の制約が理由として考えられる。この問題点を克服する資料として『引揚者在外事実調査票』がある。これは1956年に、民間人引揚者300万人以上を対象に行われた調査の個票である。本稿筆者はこの『調査票』を活用し、引揚者の定着、職業に関する研究を進めてきた。その中で『調査票』の保存、開示状況、資料解読や分析方法等の知見を共有し、歴史資料としての活用可能性の議論を重ねてきた。本稿では、『調査票』の資料紹介、知見の共有を行い、『調査票』を活用した今後の研究進展への一助としたい。

1. はじめに

1945年の敗戦により、日本は戦時体制から戦後の国家体制へと移行した。この移行期には様々な局面があるが、筆者二名はこの敗戦により、外地から戦後の「内地」日本に引揚げてきた数百万人の人々に注目する。これらの人々は、民間人の引揚げと旧軍人の復員を合わせて629万人以上、1950年人口の7.2%に上った¹⁾。敗戦による人口移動としては、第二次大戦後ドイツへの引揚者及び難民、約1,500万人²⁾に次ぐ規模であった。

† 北海道大学大学院文学研究科博士後期課程 E-mail: y-kimura@hgu.jp

‡ 立教大学経済学部特別任用教授 E-mail: nishi-r@rikkyo.ac.jp

1) 尾高煌之助 (1996) 「引揚者と戦争直後の労働力」『社会科学研究』48 (1), 135-137。厚生省援護局 (1997) 『援護50年史』ぎょうせい, 729-730。

2) 川喜田敦子 (2019) 『東欧からのドイツ人の「追放」: 二〇世紀の住民移動の歴史のなかで』白水社, 9。

引揚げた人々のうち、特に民間人の引揚者の多くは、引揚げ後の「内地」日本において、新たな生活基盤を築かなければならなかった。壊滅的な経済状況にあった日本への数百万人の人口流入は、戦後処理の重要課題の一つであったが、実際には、大半の引揚者は、何等かの生活手段を得ていった。この数百万人におよぶ民間人引揚者の、人口の再配置および戦後日本における定着・生活再建過程を検討する中で、そこにはいかなる特徴があったかという問いが提示される。また、この過程の解明は、壊滅的であった日本経済がいかに復興していったのかを検討する上でも重要な視点である。

この問題意識の中で、筆者二名はこれまで、引揚者の引揚げ経路、日本国内定着地域内での移動状況、再就職状況の解明に取り組み、『引揚者在外事実調査票』（以下『調査票』と略す）を主要資料として活用してきた。その中で『調査票』の保存・開示状況、資料解読や分析の方法等の知見を共有し、『調査票』の歴史資料としての活用の可能性に関して議論を重ねてきた。これまでの引揚げ研究では、引揚者の総数が膨大であり、体験が多様であること、また客観的分析に適する資料制約が大きいことが原因となり、引揚げ全体像の解明、特に統計的アプローチは限られていた。この問題点を克服することができる資料として『調査票』の活用が有効であると考えた。

本稿では、先行研究と成果を整理し、『調査票』の資料紹介をする。その上で、これまでの議論の中で得られた情報と資料の活用方法、課題点を紹介し、今後『調査票』を活用した研究の進展への一助とする。

2. これまでの引揚げ研究の整理

日本人引揚げの研究は若槻泰雄『戦後引揚げの記録』³⁾の後、2000年代に研究の蓄積が進んだ。その後は、木村健二⁴⁾に依拠すると、引揚げをめぐる国際的状況や政策の分析、引揚げ過程（現地残留と現地援護団体を含む）の研究、引揚げ者団体と国内援護団体に関する研究や在外財産補償の問題に関する研究、引揚げ者の職業継承性、社会的動向や意識に関する研究などが行われてきた。また近年、日本人引揚げを旧日本帝国圏の人口移動、及び第二次世界大戦中・戦後期を中心とした世界的人口移動に関連づける研究が行われている⁵⁾。引揚げに関する研究

3) 若槻泰雄 (1995) 『戦後引揚げの記録』時事通信社。

4) 木村健二 (2016) 「補論2 日本人の引揚げに関する近年の研究動向」今泉裕美子・柳沢遊・木村健二編『日本帝国崩壊期「引揚げ」の比較研究 国際関係と地域の視点から』日本経済評論社、351-373。

5) 例えば、今泉裕美子・柳沢遊・木村健二 (2016) 『日本帝国崩壊期「引揚げ」の比較研究 国際関係と地域の視点から』日本経済評論社。蘭信三・川喜田敦子・松浦雄介 (2019) 『引揚・追放・残留 戦後国際民族移動の比較研究』名古屋大学出版会。

は、前述の若槻（1995）以降、個別事例に特化する傾向があるが、加藤聖文⁶⁾は、引揚げをめぐる国内・国際政治の実態解明、引揚地域別の状況、引揚問題の記憶化と歴史認識など全体像を網羅している。加藤は海外引揚研究を、海外引揚を対象とした「引揚問題研究」と、その当事者であった「引揚者問題研究」に分類する⁷⁾という視点を提示している。また、引揚げに関する資料は、前出の木村健二⁸⁾に依拠すると、①厚生省の『引揚援護の記録』⁹⁾や各府県の引揚誌などの公的援護記録、②引揚者の手記や証言、③引揚者団体の名簿や会報、各県レベルの援護記録等に分類できる。

引揚者の戦後の職業は、1950年度国勢調査¹⁰⁾に引揚者の職業・産業分布、労働力状態、年齢分布等の統計が掲載されている。尾高煌之助¹¹⁾は、この統計をもとに国勢調査の引揚者数と、厚生省引揚者統計に見られる引揚者数の乖離を埋め、引揚者の職業動向を分析している。尾高の研究は、全国レベルでの引揚者の職業分析という点で貴重である。その他、引揚者の定着状況と職業活動に関する研究は、産業、引揚地域・定着地域ごとに集積されつつある。例えば、鉄道・電力関連の引揚技術者の戦後の職業経験の分析¹²⁾、大連の実業家・個人事業主の戦後の職業体験の研究¹³⁾、満蒙開拓民の戦後の帰農、開拓入植状況の分析¹⁴⁾などが、その代表例と言える。

引揚地域別の研究では、朝鮮半島引揚者の職業移動状況を『群馬県海外引揚誌』（1966年発行）所載名簿から分析した木村健二の研究¹⁵⁾、戦後の炭鉱に入職した引揚者に関する坂田勝彦の研究¹⁶⁾等がある。また坪田＝中西美貴¹⁷⁾は、台湾から沖縄へ引揚げた総督府関係の公務員とその子女の沖縄復興における活躍を論じ、日本本土の引揚者経験との違いを浮き彫りにして

6) 加藤聖文（2020）『海外引揚の研究 忘却された「大日本帝国」』岩波書店。

7) 加藤聖文（2020）、同上、7。

8) 木村健二（2016）前出、351-373。

9) 厚生省（1955）。

10) 総理府統計局（1955）『国勢調査報告 昭和25年 第八巻 最終報告書』総理府統計局。

11) 尾高煌之助（1996）前出、135-144。

12) 沢井実（2015）『帝国日本の技術者たち』吉川弘文館。

13) 柳沢遊（2016）「一九四〇年代後半期大連営業者の職業「復帰」—東北アジアの社会変動の中の財界人没落」今泉裕美子・柳沢遊・木村健二編『日本帝国崩壊期「引揚げ」の比較研究 国際関係と地域の視点から』日本経済評論社、295-323。

14) 細谷亨（2019）「帰ってきた村の人びと—長野県下伊那郡川路村」細谷亨著『日本帝国の膨張・崩壊と満蒙開拓団』有志舎。

15) 木村健二（2018）「敗戦後朝鮮からの引揚者の旧職と現職—『群馬県海外引揚誌』所載名簿の分析を通して」『海峡』29、39-52。

16) 坂田勝彦（2019）「引揚者と炭鉱」蘭信三・川喜田敦子・松浦雄介編『引揚・追放・残留 戦後国際民族移動の比較研究』名古屋大学出版会、196-213。

17) 坪田＝中西美貴（2013）「沖縄への引揚者による戦後沖縄社会への接続—台湾での公務経験者とその子女を中心に」『移民研究』9、151-168。

いる。ここに挙げた研究は、それぞれ引揚者の職業活動を詳細に明示している。しかし、引揚者に関する研究は、民間人だけで300万人以上という規模の大きさ、そして個人情報保護法による現存資料使用制限等のため、全国的・広域な範囲の傾向把握・統計的分析が困難という現実がある。そのため、今後も個別事例研究の積み重ねが引揚者の職業研究の中心となると予想される。しかし、入手可能な資料に基づいた研究では、分析対象から漏れる引揚者が出てくる可能性がある。この問題点の克服可能な資料として、『引揚者在外事実調査票』が存在する。『調査票』は、引揚者世帯七割程度を網羅しており、記載情報をデータベース化することにより、引揚者の地域移動、職業移動等を統計的に分析することができる。この方法により、産業別、引揚地域・定着地域別の統計的把握が可能となり、これまでの引揚者体験分析では見過ごされてきた引揚者の定着・再就職過程を明らかにすることができる。

3. 『引揚者在外事実調査票』を用いた研究と成果

『調査票』を用いた研究は、琉球大学の宮内久光が沖縄県庁所蔵分の分析において先鞭をつけている。宮内¹⁸⁾は、『調査票』の資料紹介を行い、南洋群島から沖縄県へ引揚げた約13,024世帯分のデータを活用し、南洋諸島における居住地域、就業状況を沖縄県内出身地と関連させた分析を行っている。南洋群島への移住は、出身地と移住先の職業継続性が強く見られる特徴があり、沖縄県の特定の地域から南洋群島の特定の地域に移動し、農業、漁業、大工といった同じ職業に就業するチェーンマイグレーションが見られた。また出身者どうしの現地のつながりは、農業移住よりも水産業移住に強く、農業・漁業移住と母村の経済状況（零細農家率、一世帯当たり人員、15-24才人口、一農家辺り耕作面積を指標とする）が厳しい地域ほど、移住が多いことも、クラスター分析や重回帰分析結果から指摘している。同じく宮内の研究には、フィリピンから沖縄に引揚げた3,124世帯の本籍地別、移住先島別、産業別人数のデータ公開に重点を置いた研究もある¹⁹⁾。

同じ琉球大学の野入直美は、上記宮内のデータベース（台湾6,523世帯）を活用し、沖縄から台湾への渡航と引揚げの傾向分析を行い、漁民や女中が多いと言われた引揚者の中に、官吏や医療専門職、教員も多いことなど、世間に流布するナラティブとの乖離を明らかにしている²⁰⁾。沖縄に関しては他に、サイパン島から沖縄へ引揚げた世帯主3,730人の年齢構成、産業

18) 宮内久光 (2004) 「旧南洋群島における沖縄県人の世帯と就業—引揚者在外事実調査の集計と分析」 石川友紀編『科学研究費補助金研究成果報告書 旧南洋群島における沖縄県出身移民に関する歴史地理学的研究』琉球大学、63-132。

19) 宮内久光 (2009) 「引揚者在外事実調査票にみる沖縄県本籍世帯主の居住地域（1）—フィリピン—」 『移民研究』 5, 113-122。

20) 野入直美 (2011) 「植民地台湾における沖縄出身者—引揚者在外事実調査票から見えてくるもの」 『アジア遊学』 45, 159-169。野入直美 (2013) 「沖縄における台湾引揚者の特徴—引揚者在外事実調

分布と居住地域（1956年）、生活状態の分析を通し、南洋群島引揚者による、戦後の南洋再移民要請活動の推移を明らかにした大原朋子の研究²¹⁾、戦後沖縄県の労働市場の回復過程を分析した西崎純代の研究²²⁾がある。

木村由美²³⁾は、北海道の『調査票』（国立公文書館所蔵）を用い、樺太南部深海村からの引揚者の引揚経路（樺太―北海道の上陸地―最初の住所―1956年時点の住所）と定着への軌跡を分析している。木村の研究は、地理的移動を、職業に関連した定着と結び付けていることに特徴がある。北海道は、戦後、食糧増産（戦後開拓を含む）、資源開発（石炭）、人口吸収の役割を期待された。引揚げの最初の上陸地である稚内、函館、枝幸への定着、炭鉱都市への定着も多かった。木村は、引揚者が引揚げ後に転居を繰り返し、1956年までに、六割以上の世帯が転居をしていることも明らかにしている。職業上では、漁業から、農業、炭鉱、日雇、公務員への転職が見られ、無職となった者もあった。公務員・教員の引揚げについては、個別の事例を分析し、引揚官吏と教員の再雇用に関する政府方針は、閣議決定、勅令、文部省通達を提示している。樺太引揚者の研究では他に、樺太深海村、千歳村、真岡町から北海道に引揚げた892世帯の1956年の住所および、外地と1956年の職業を比較分析した Steven Ivings の研究²⁴⁾がある。

このように、『調査票』を利用した研究は、現時点では、北海道と沖縄の研究が先行している。本州に関しては、岐阜県の『調査票』をもとに、引揚者の岐阜県内定着状況を分析し、さらに引揚者が関わった闇市商業活動を起源とする岐阜市アパレル産地経営者に関する根岸秀行²⁵⁾、根岸・鈴木岩行の研究²⁶⁾、及び神奈川に定着していたベトナムからの引揚げと残留に関する資

査票と県・市町村史の体験記録を中心に」蘭信三編『帝国以後の人の移動 ポストコロニアリズムとグローバリズムの交錯点』勉誠出版、305-350。

- 21) 大原朋子（2010）「戦後沖縄社会と南洋群島引揚者―引揚者団体活動に注目して」『移民研究』6, 23-44。
- 22) 西崎純代（2023）「戦後沖縄県の労働市場と満洲引揚者―引揚者在外事実調査票の分析から」立教経済学研究76（3）, 191-216。科学研究費助成事業基盤研究（B）戦後沖縄社会の再建と「引揚げエリート」―台湾・満洲の「専門職引揚者」を中心に（代表者：野入直美）の成果発表の一部である。西崎は野入、渡邊勉と共同で『調査票』データベース作成を行い、野入が台湾と満洲から沖縄に引揚げた専門職公務員の分析を、渡邊勉が沖縄の引揚者に関する計量分析を行っている。
- 23) 木村由美（2018）「樺太深海村からの引揚げ：『引揚者在外事実調査票』による分析」『北方人文研究』11, 43-71。
- 24) Steven, Ivings（2018）The Economic Reintegration of Former Colonial Residents in Postwar Japan In T. French (Eds). *The Economic and Business History of Occupied Japan*, London and New York: Routledge, 149-170.
- 25) 根岸秀行（2018）「岐阜県への戦後引揚者たち―『引揚者在外事実調査票』から」『岐阜県郷土資料研究協議会会報』129, 13-15。
- 26) 根岸秀行・鈴木岩行（2021）「戦後岐阜アパレル産地とアジア引揚者：『引揚者在外事実調査票』（1956年）を用いて」『和光経済』53（3）, 37-42。

料を検討した湯山英子の研究²⁷⁾がある。西崎²⁸⁾は、神奈川県、広島県、茨城県、大阪府（泉南郡と高槻市）分を活用し、該当地域における引揚者の再就職状況、再就職の決め手となった要因分析を行っている。また西崎には、満鉄若手社員に注目し、満鉄の社内教育の有効性と、満鉄引揚者の戦後の再就職状況を分析した研究もある²⁹⁾。

『調査票』は、個別事例の集積が中心となりがちな引揚者体験の研究に、データによる裏付けを与え、「まことしやかに語られる」³⁰⁾ストーリーを、実像に近い形で修正・提示することができる資料である³¹⁾。例えば、地理的移動を分析する場合は、出身地の目安としての本籍、外地渡航日、外地の住所、引揚日、引揚後最初の住所、1956年の住所という軌跡を辿ることができる。職業移動に関しては、外地最長期、終戦時、1956年時点の職業情報（勤務開始日、終了日、勤務先、職業）により、転職状況が判明する。その他、生年月日、家族構成等の情報を組み合わせ、各種名簿との併用により、引揚者の足跡を詳細に解明することも可能になる。木村由美の研究³²⁾のように、『調査票』に見られる公務員の再就職状況を、実際の政府の引揚官吏再雇用方針と比較することにより、政策の実効性の確認をすることもできるだろう。宮内³³⁾のように、クラスター分析や回帰分析を併用した研究の進展も期待される。

また『調査票』分析を通し、今まで知られてこなかった人々の存在・体験も浮かび上がる。例えば満蒙開拓民は引揚者の代名詞的に語られることが多いが、西崎³⁴⁾が分析を行った茨城県、神奈川県、広島県等では、開拓民は引揚者人口中、一割以下であったのに対し、外地の官吏、国策社員といった人々が三～四割以上と相対的に多かった。これにより、数の上では少数であ

27) 湯山英子 (2020) 「戦後ベトナムからの「引揚げ」と「残留」調査から」『経済学研究』69 (20), 227-240.

28) Nishizaki, Sumiyo (2017) "After empire comes home: Economic experiences of Japanese civilian repatriates, 1945-1956," LSE Theses Online, London School of Economics and Political Science. Nishizaki, Sumiyo (2019) "Economic experiences of Japanese civilian repatriates in Hiroshima prefecture, 1945-1956," LSE Economic History Working Papers (299).

29) Nishizaki, Sumiyo (2022) "From Manchuria to post-war Japan: Knowledge transfer through in-house training at the South Manchuria Railway Company (SMR)" LSE Economic History Working Papers (336).

30) 湯山 (2020) 前出, 228.

31) 例えば野入 (2011, 160) は、引揚者体験を代表的体験事例だけで分析することに対し疑問を投げかけ、「安易な一般化を批判的に乗り越えるために、個人の〈語り〉は、マクロ的な構造的把握と照らし合わせて解釈する必要がある。」「全体像の中に個人の体験を位置づけ、個人の体験からマクロな構造を照らし返す作業が求められているように思われる」と述べている。

32) 木村由美 (2018) 前出。

33) 宮内 (2004) 前出。

34) 西崎 (2017) 前出。『戦後開拓史』(戦後開拓史編纂委員会, 1967, 31) は、終戦時の開拓団関係者数を約27万人、うち9万人死亡、16万人が帰国と推定している。仮に16万人を厚生省統計 (1997, 後出) の民間人引揚者総数318万8,085人と比較すると、日本に引揚げた人々のうち、開拓団関係者の比率は5.0%となる。

ったグループが、戦争体験の記憶においては、代表的な位置を占めるという逆転現象が起きていることも、客観的事実として確認した。

このように『調査票』は、これまでの資料分析では見えてこなかった引揚者の情報を得、統計的アプローチを用いた客観的事実確認を可能にする点で、引揚研究においては重要な資料といえる。

4. 『引揚者在外事実調査票』の概要

4.1 引揚者在外事実調査の背景と実施方法

引揚者団体は、終戦まもなくから外地に残した財産の返還・補償運動を行っていた³⁵⁾。自民党は引揚者の要請実現への努力を公約し、引揚者在外事実調査は、在外財産補償問題審議の参考資料として「引揚者在外事実調査規則」(昭和31年5月1日厚生省令第13号)に基づき、厚生省引揚援護局未帰還調査部が1956年6月10日から30日の間に実施した³⁶⁾。引揚者在外事実調査は「引揚者給付金等支給法」(1957年4月1日施行)の立案と、給付金支給時の基礎情報として活用されることになる。

引揚者在外事実調査は、1945年8月9日現在の外地在住者のうち、軍人・軍属を除いた人々を対象に実施され、226万人(81万5,330世帯)分の『調査票』が保存されている³⁷⁾。『調査票』には世帯代表者の氏名、終戦時の世帯主との続柄、現住所、本籍、引揚後最初の住所(引揚後、最初に主要食糧購入通帳等の交付を受けた住所)、現在の職業及び勤務先、終戦時の住所、在外地域区分、在外年数、在外中の世帯主の職業状況等の記載欄がある(資料1)。調査は各都道府県の引揚者団体に委託され、都道府県知事を経由して厚生大臣に提出された³⁸⁾。各県『調査票』を取りまとめた団体は、齊藤(2017)掲載の「在外私有財産調査実施団体」(1964年実施)とほぼ同じと思われる³⁹⁾。

35) 在外財産請求は「私有財産不可侵の原則」をよりどころとしている(社団法人引揚者団体全国連合会・在外資産補償獲得期成同盟全国代表者会議「決議」『権連情報』特別号外号、1956年5月10日、2面)。

36) 国立公文書館デジタルアーカイブ資料郡詳細「引揚者在外事実調査票」<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/F2017121311385767532.html> (2023年7月16日最終アクセス)。田中一、第25回国会(臨時会)「引揚者在外財産暫定補償に関する質問主意書」、1956年11月26日
<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/025/syuh/s025001.htm> (2023年7月16日最終アクセス)。

37) 木村健二(2018)前出、40。浅野友美「引き揚げの苦難刻む 神戸の財団法人 申告書4,100枚発見 電子化へ」『読売新聞』、2015年12月23日、朝刊、32面。

38) 同上。

39) 齊藤達也(2017)「「在外私有財産実態調査票」研究」『神奈川県立公文書館紀要』7、40-41。
<https://archives.pref.kanagawa.jp/www/contents/1556078596951/simple/kiyou705.pdf> (2023年7月

資料1 引揚者在外事実調査票 様式 (表面)

様式〔第4条〕

引揚者在外事実調査票

都道府県

世帯代表者	氏名	終戦時の世帯主との続柄	終戦時の住所						
	現住所	在区外		1 北鮮 6 中国 2 南鮮 7 南洋委任統治領 3 台湾 8 南方諸地域 4 樺太・千島 9 その他の地域 5 満州・関東州					
	本籍	地域分							
	引揚後最初の住	在外年数		年 月					
現在の職業及び勤務先	(職業)	(勤務先)							
世帯員の状況 そのI (生存)									
氏名	続柄	性別	生年月日 (年令)	外地渡航月	引揚出港地	上陸港	生活保護適用の有無	現住地	
1 ()	世帯代表者	男女	大昭和 年 月 日 (満 才)	大昭和 年 月	船名	昭 年 月 日	有 無	都道府県	
2 ()		男女	大昭和 年 月 日 (満 才)	大昭和 年 月		昭 年 月 日	有 無		
3 ()		男女	大昭和 年 月 日 (満 才)	大昭和 年 月		昭 年 月 日	有 無		
4 ()		男女	大昭和 年 月 日 (満 才)	大昭和 年 月		昭 年 月 日	有 無		
5 ()		男女	大昭和 年 月 日 (満 才)	大昭和 年 月		昭 年 月 日	有 無		
世帯員の状況 そのII (死亡)					在外中の世帯主の職業状況				
氏名	世帯主との続柄	性別	死亡時の年令	死亡年月日	死亡場所	区分	職業	勤務先	期間
		男女	満 才	昭 年 月 日		最長期			自 年 月 至 年 月
		男女	満 才	昭 年 月 日		終戦時			自 年 月
		男女	満 才	昭 年 月 日		恩給受給状況	受給者	種類	年 額
		男女	満 才	昭 年 月 日					円
備考									

昭和31年 月 日

世帯代表者

㊞

出所) 引揚者在外事実調査規則 (昭和31年5月1日厚生省令第13号)。第一法規法情報総合データベース「D1-Law.com 判例体系 / 現行法規 / 法律判例文献情報」(2022年6月14日最終アクセス)。

引揚者在外事実調査は、新聞広告、自治体広報誌、引揚者団体広報誌等によって告知された。例えば、1956年6月12日『読売新聞』では厚生省による「引揚者在外事実調査について」とい

う広告が掲載された。広告内容は以下の通りである⁴⁰⁾。

資料2 「引揚者在外事実調査について」

引揚者の皆様、今回（引揚者在外事実調査規則（昭和三十一年五月一日厚生省令第十三号）に基づいて厚生省が引揚者の皆様の「在外事実」について調査を実施することになりました。次の事項をよくお読みになって、この調査に洩れることがないようにご協力をお願いいたします。

一、調査の対象

この調査の対象は、昭和二十年八月九日現在外地に住所があつて、昭和二十年九月二日以降内地に引き揚げた方のうち、この調査が行われる日現在内地に住んでいる方であります。ただし、内地において軍人又は軍属となり、そのまま終戦時まで外地にいた方は、この調査の対象とはなりません。また、昭和二十年八月九日現在外地に住所を有していたが、公務その他やむを得ない事情によりたまたま内地に滞在中に終戦となり、そのまま内地に居る方及び樺太・千島・朝鮮に住所を有していた方で、昭和二十年八月九日から昭和二十年九月一日までに内地に引き揚げた方につきましては、その特殊の事情を考慮して⁴¹⁾この調査に併せて調査を行うこととなっております。

二、調査の機関

この調査は、都道府県引揚者団体又は市町村が各都道府県知事の委託を受けて、調査票を配布したり、集めたりする調査事務を行います⁴²⁾。

三、調査票の配布

13日最終アクセス)。沖縄県『調査票』下部には、調査受付団体として在外資産補償獲得期成会の印字があるが、1964年の在外私有財産調査は、引揚者団体沖縄連合会が行っている。

40) 引揚者在外事実調査の告知は、この他、東京都豊島区、鹿児島県阿久根市分がウェブサイトで確認できる。「引揚者在外事実調査」『豊島区政公報』、1956年6月15日 http://toshima.library.jp/archive/19560615_0080/pdf/19560615_0080.pdf (2023年7月16日最終アクセス)。「引揚者は漏れなく申告しましょう 在外事実調査」『市報あくね』、1956年6月5日 <https://www.city.akune.lg.jp/material/files/group/67/kohoS3106.pdf> (2023年7月16日最終アクセス)。

41) この特殊事情への配慮については、『樺連情報』85号（1956年6月10日発行）2面に、「樺太関係者は8月9日以降引揚と置き換えてもらうこと」に厚生次官通牒等で明らかにされたこととある。樺太連盟から、厚生省に申し入れがあったことも記載されている。

42) なお、引揚者在外事実調査は、引揚者団体が主導した県が多いが、北海道は自治体主体で行われた（『樺連情報』84号、1956年6月10日、1面）。

調査票は、正副二部厚生省で印刷し、これを引揚者団体又は市区町村の調査員が引揚者の皆様に配布したり、場合によっては市区町村役場等に皆様が取りに行き行って戴くこととなります。したがって引揚者の皆様もその地区の引揚者団体又は市区町村役場に予め連絡するようにしてください。

四、調査票の書き方

調査票の書き方は、調査票裏面に書いてありますが、なお不明な点は、調査員や引揚者団体又は市区町村役場等にお問合せのうえ、正確に記入してください。

五、調査票の提出者

この調査は、昭和二十年八月九日現在外地にあった世帯を単位に行うこととなっておりますから、当時の世帯の世帯主（当時の世帯主が現在既に死亡している場合は世帯主に代わる人）が、引揚者全員を代表して、調査票に記入して届出てください。

六、調査期間

この調査は、本年六月三十日までの間に行うこととなっております。

七、調査票の提出先

調査票は、正副二部を調査員か地区の引揚者団体又は市区町村役場に提出してください。なおこの調査は、引揚者在外事実調査票財産問題の今後の審議資料を得ることが目的でありますので、調査票を提出しなければ引揚者としての資格がなくなるというものではありませんが、重要な調査ですから洩れなく届出てください。

昭和三十一年六月十二日 厚生省

出所『読売新聞』、1956年6月12日、朝刊、7面。

厚生省統計によると、民間人引揚者数は、318万8,085人である⁴³⁾。この数字には引揚上陸地での手続きを行わなかった引揚者は含まれず、実数はさらに多かった。仮に、『調査票』の226万人を、厚生省発表の318万8,085人と単純比較すると、引揚者の70.8%を捕捉している計算になる。西崎⁴⁴⁾が推計した沖縄県の引揚者在外事実調査票捕捉率でも70%程度という結果が出て

43) 厚生省社会援護局(1997)『援護50年史』ぎょうせい、730。

44) 西崎(2023)前出。なお、1955年国勢調査の全国世帯数(非引揚・引揚世帯を含む)1795万9,923世帯と、引揚者在外事実調査に参加した世帯81万5,330世帯(全国)を単純比較すると、全国世帯数の4.5%が調査に参加したことになる。

いる。宮内（2004）は、沖縄県の南洋群島引揚者に関し、1944年の南洋群島における沖縄県人居住者推定5万人と、1956年の引揚者在外事実調査参加者40,409名（世帯主、生存家族、死亡家族含む）を比較し、捕捉率を八割と推計している⁴⁵⁾。

4.2 『引揚者在外事実調査票』の保存状態と開示状況

厚生労働省は、『調査票』を含む戦没者等援護関係資料のうち、歴史資料として重要な公文書と判断したものを、国立公文書館に移管した⁴⁶⁾。国立公文書館所蔵の『調査票』1,684簿冊⁴⁷⁾には樺太、北朝鮮、満洲、中国から引揚げた世帯の『調査票』が含まれている。しかし、南朝鮮、台湾、東南アジア、南洋委任統治領、その他地域の簿冊は所蔵リストに含まれておらず、現在のところ所蔵先が確認できていない⁴⁸⁾。

国立公文書館の調査票簿冊は、利用請求後、利用制限の可否について審査が行われ、その中で親族の氏名、住所など「家族、親族又は婚姻」に関する個人情報、文書の作成又は取得後80年を経過するまでを目安とした利用制限がなされていた。そのため、審査後にそれらの個人に関する情報を制限した上で「部分公開」となり、引揚者本人の氏名、住所、本籍地は「公開」され、世帯員の氏名及び生年月日は「非公開」となっていた。しかし、2016年4月以降、審査の方針を変更し、戦後70年を経過した時点で公にしたとしても当該個人の権利利益を害するおそれは通常認めがたいとして、世帯員の情報も「公開」となった。ただし、離婚歴や非嫡出関係等の個人情報は引き続き制限される⁴⁹⁾。これらの審査及び、「部分公開」の原本のスキャン、マスキング作業には作業期間を要し、利用請求から利用決定まで1年超の時間を要する場合も

45) 宮内（2004）前出、63。引揚者グループごとの調査参加率は不明であるが、在外期間が長い引揚者が多かった「樺太連盟」は、在外財産補償に重大な関心を寄せていた。引揚時期に関する厚生省への働きかけを行い、「引揚者在外事実調査」に関しても、機関紙『樺連情報』上で、たびたび調査参加を呼びかけている（『樺連情報』83-85号、1956年5月-7月）。例えば85号（1956年7月10日、1面）には「短期日に行われ且つ種々複雑な内容を持っている」、「貴管内樺太引揚者に洩れなく周知の上迅速正確に申告できる様、特にご依頼申し上げます。」と記載がある。同じ1面には調査締切を前に、樺太連盟各支部著および各会長宛に、次の通知を發した旨が記載されている。「一、在外事実調査申告もれはないか。二、万一これを行わないと、いろいろ支障が生じます。三、市、区、町、村役場にて記入用紙を受けてください。四、二〇年八月九日に樺太に世帯の有った方は忘れずに申告のこと」。

46) 厚生労働省「戦没者等援護関係資料の国立公文書館への移管について」、2021年7月、日付不明。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/shiryoku_ikan/index.html（2023年7月20日最終アクセス）。

47) 石崎亜美（2023）「国立公文書館におけるファミリーヒストリー調査者への検索支援に関する研究—厚生労働省移管引揚者関係資料群を事例として—」『北の丸』55、113-139。https://www.archives.go.jp/publication/kita/pdf/kita55_p139.pdf（2023年7月1日最終アクセス）。

48) 国立公文書館よりメール連絡。2019年7月23日受信。

49) 国立公文書館よりメール連絡。2023年5月9日受信。

ある⁵⁰⁾。

国立公文書館の他、一部の県公文書館において『調査票』を調査研究のために提供している。西崎は茨城県、大阪府、神奈川県、広島県の公文書館において、2012年度から2014年度にかけて『調査票』を確認し、分析を行っている⁵¹⁾。また、2019年に沖縄県分を沖縄県庁で確認し、現在、琉球大学の研究グループと分析を行っている⁵²⁾。整理・公開状況は各公文書館によって異なり、例えば大阪府では、大阪府公文書館が『調査票』の簿冊114点、25,810世帯分を保管し、市区郡別に整理してある。自治体別の調査票数は、大阪府公文書館ウェブサイト上の「所蔵資料検索」で閲覧可能である。ただし、同公文書館の方針により、原本を閲覧することはできない。西崎は、『調査票』の利用申請を提出し、世帯主と家族の氏名、現住所、本籍、引揚後最初の住所の地区名以下をマスキングした『調査票』の複写提供を2012年、2015年、2019年に受けた。

2023年現在の『調査票』公開状況は、石崎亜美が、神奈川県立公文書館、京都府立京都学・歴史館、大阪府公文書館、広島県立文書館、福岡共同公文書館、沖縄県庁の所蔵、また静岡県公文書センターの作成年度「昭和46年度」の文書群の所蔵を確認している⁵³⁾。この他、兵庫県海外同友会（旧兵庫県海外引揚者連盟、2019年解散、現特定非営利活動法人新海外同友会）が、約4,100世帯を所蔵しているとの新聞報道がある⁵⁴⁾。加藤聖文によると、「援護関係文書の多くは現用文書として現課が保管し、公文書館に移管されていない」という⁵⁵⁾。

5. 『調査票』研究の課題

5.1 『調査票』利用上の課題

ここでは『調査票』を利用する上での注意点や、利用の際に直面した課題の中から、今後の

50) 例えば令和3年度には、国立公文書館における特定歴史公文書等全体の審査において、利用請求から利用決定まで1年超の時間を要したものは77件であった（内閣府大臣官房公文書課『令和3年度における公文書等の管理等の状況について』内閣府、令和4年11月、88参照）。

51) Nishizaki (2017) など。

52) 科学研究費助成事業基盤研究 (B) 戦後沖縄社会の再建と「引揚げエリート」—台湾・満洲の「専門職引揚者」を中心に（代表者：野入直美）。

53) 石崎亜美 (2023) 前出。

54) 森信弘「引き揚げ記録デジタル化 神戸の団体 足跡後世に」『神戸新聞』2015年12月29日。
<https://www.kobe-np.co.jp/rentoku/sengo70nen/sengo70nenkiji/201512/0008683019.shtml>。(2023年7月14日最終アクセス)。浅野友美 (2015) 前出、『読売新聞』、2015年12月23日、朝刊、32面。

55) 加藤聖文 (2014) 「科学研究費助成事業 研究成果報告書 海外引揚問題と戦後東アジアの地域変動に関する国際的総合研究 課題番号21672001」<https://kaken.nii.ac.jp/ja/file/KAKENHI-PROJECT-21672001/21672001seika.pdf> (2023年7月1日最終アクセス)。前出の湯山 (2020) は、『徳島県在外同胞引揚史』（徳島県外地引揚者連盟、1959）収録の、引揚者在外事実調査7,735世帯名簿を確認している。

『調査票』の活用促進と研究進展のために必要と思われる、以下の六点について紹介する。

①データ抽出における課題

『調査票』の量が、80万世帯以上分と多く、対象グループの全量収集には、膨大な時間がかかる。必要に応じて無作為抽出法を用いるが、無作為抽出では見落とす点もある⁵⁶⁾。

②個人情報保護法による制約

前述の通り、国立公文書館所蔵分については、2016年以降、離婚歴や非嫡出関係等の個人情報以外は情報が開示され情報の入手がしやすくなっている。しかし、その他の県公文書館等では、資料の利用規定が各館により異なり、個人名の開示・非開示、複写可・不可、写真撮影可・不可が様々である。

③個人情報利用に関する配慮の必要

個人情報保護法は、「生存する個人に関する情報」への制限であり⁵⁷⁾、公文書館等による制限がない場合は、情報の研究利用が可能となる。『調査票』情報から、生存している家族名、現住所を特定できた場合や、各種名簿等から得られた情報と『調査票』が一致した場合、研究成果として公表する際には、生存者本人の許諾を得るなどの対応が必要である。

④世帯構成員の情報に関して

引揚者在外事実調査票の職業情報は、世帯主分のみが記載されており、世帯員、特に女性の職業状況を知ることは難しい。

⑤引揚後の情報に関して

引揚後の地理的移動の手がかりは、「引揚後最初の住所」、「本籍」、1956年の「現住所」であり、引揚後から1956年までに転居を繰り返した場合⁵⁸⁾、その間の移動状況は不明である。引揚後の職業情報は「1956年現在の職業」のみとなる。引揚げから1956年の間に転職をしていたとしても、その状況を知ることができない。

56) 無作為抽出には、Microsoft Excel の Randbetween 関数を使用している。ただし、調査票は1956年の勤務先の同僚、知人、親戚と思われる調査票が、簿冊内で前後して綴じられている場合もあり、無作為抽出では、この関係性を見逃す可能性がある。

57) 内閣府大臣官房政府広報室 (2022) 「個人情報保護法をわかりやすく解説 個人情報の取扱いルールとは？」 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201703/1.html> (2023年7月3日最終アクセス)。

58) 木村由美 (2018) によると引揚後に転居を繰り返した引揚者も多い。

⑥「引揚者在外事実調査」不参加者の存在

引揚者在外事実調査が、多数の引揚者世帯を捕捉していたとしても、20-30%程度の調査不参加の世帯があることが想定される。

5.2 データベース作成上の課題⁵⁹⁾

『調査票』の裏面には「記入上の注意」(資料3)があり、これに則って記入された。資料4は、調査時には記入に際し生じた様々な質疑への回答が検討されていたことがわかる資料である。このように記入の際には注意が払われたが、それでもなお、『調査票』には、記入もれや、記入内容の不一致等があり、データベース作成時には、判断が必要となった。また分析にあたり、データ量の膨大さ故に様々な課題に直面することもある。ここでは、筆者二名がこれまでに直面したこれらの課題の内、今後データベースを作成する上で参考となるような事例を六点紹介する。

①在外地域について

在外地域が複数選択されている場合がある。これは「外地での転居」、「生活の基盤があった在外地域ではなく、兵役で終戦を迎えた地域を選択」等の理由が考えられる。勤務先に籍を残して出征し、召集後に内地配属となってそのまま終戦を迎え、別行動で引揚げた家族が引揚者として申告しているケースも見られた。データ入力の際の対処として、外地での転居がある場合は、終戦時の在外地域を、軍人は、出征前の在外地域を採用した。判断には、調査票備考欄の記載、勤務先所在地等の情報も活用した。判断不可能な場合は、「不明」として処理した。

②生年月日について

誕生日と年齢の不一致が多くみられる。1945年時点の年齢記入、あるいは1956年調査時点の年齢記入の混在、満年齢または数え年での記入、単純な計算ミスなど、様々な例がある。データベースには、1945年8月時点での満年齢を入力した。判断が不可能な場合は、「不明」として処理した。

③在外年数の不一致

在外年数と、「渡航日から終戦まで」の期間の不一致は、単純な計算違い、あるいは在外期間が一度でなく、一度帰国し、数年後に再渡航している場合がある。その他、親世代の在外年数を記載していると思われる例もある。例えば、広島県の調査票において、引揚者の生年が大

59) 本節の一部は、東京反訳株式会社とのメール通信記録(2021年10月7日から11月4日、2022年12月15日と12月22日)をもとに作成した。同社は『調査票』入力時の課題点をマニュアル化して作業者と共有している。

正9年であるにも関わらず、在外中の世帯主の職業状況、最長期の期間が「自 明43年、至昭19年12月」と記載されている例があった。

その他、記入上のゆらぎとして、在外年数の合計ではなく「南朝鮮6年2月、満州7年8月」との記入、「昭和11年3月9日」と在外開始の日付と思われる年月日の記入、年数ではなく「大連市において出生、引続き満洲に居住」と記入されている場合もあった。

対処法として、渡航日を起点とした在外年数の算出を原則とした。また、必要に応じ、在外年数を合算、あるいは備考欄、外地勤務先の勤務開始日等の情報と照合し、在外年数を判断した。判断が不可能な場合は、「不明」として処理した。

④引揚情報（引揚出航地、船名、上陸地、引揚（上陸）年月日）の不一致

出港地、船名、上陸地、引揚（上陸）年月日の不一致について、例えば、樺太は1945年8月13日の「緊急疎開」から引揚げが始まり、1949年の「公式引揚」終了まで、長い期間に渡り引揚げが行われた。時期により、引揚げの意味、受入体制などの違いがあり、どの時期に引揚げたかの判断が重要であるが、年月日の間違いも多く、その場合は出港地、船名、上陸地で判断することもある。ただし、これらがすべて不一致の場合は、止むを得ず「不明」「誤記入」として処理をした。

また、シベリア抑留者と思われる引揚者には、出港地「ナホトカ」、上陸地「舞鶴」等が見られるが、特に樺太の『調査票』の中には出港地「朝鮮」、上陸地「佐世保」という事例も見られ、シベリア抑留者かどうかを判断ができない場合があった。抑留者には軍人も民間人も含まれるため、民間人を対象とする引揚研究に加えるか否かを迷うケースがある。

⑤世帯主（続柄）の不一致（外地と1956年時点）

『調査票』は、外地の世帯主が記入するのが基本であったが、世帯主の死亡・行方不明・未帰還、離婚・別居により、外地と1956年当時の世帯主が異なっている場合がある。また、内地から外地へ赴任した軍関係者は引揚者在外事実調査の対象者ではないが、帯同の妻は民間人「引揚者」扱いであった。この場合、「終戦時の世帯主との続柄欄」が「本人」、「妻」等、書き方が様々である。この記入上の「ゆらぎ」の結果、職業情報、生年月日・渡航・引揚年月日、引揚出港地、船名、上陸地等が、外地、1956年当時ともに誰のものか不明である場合が多い。世帯主不一致のうち、終戦時の世帯主が死亡し、現在の世帯主（例えば、妻や子、兄弟など）が世帯代表者の場合には、在外時の職業欄に、現在の世帯代表者の職業が記載されている事例もある。この場合、どの職業が誰のものかが未判明となり、外地と1956年の職業移動の分析対象からは除外している。

⑥職業に関する記載の問題点

「在外中の職業」に、会社名のみが記載され、職業が不明のケースが多い。あるいは職業が「会社員」となっており「職業」詳細が不明であり、ブルーカラーかホワイトカラーかの区別が難しい例もある。その他「職業」のみ記載されている場合は、雇用か自営業者かという「従業上の地位」も不明である。特に樺太では、季節労働、出面、現地採用の労働者も多いが、本社採用の正社員と区別して分析することができない。

同じく「在外中の職業」について、「最長期の職業」のみ記載され、「終戦時職業」が空欄の場合がある。「最長期の職業」の至年月が終戦時の場合は、転職せず一つの職業に就業と判断して処理した。また、備考欄の記載等から兵役に就いていると判断した例もある。

「終戦時職業」は、在職期間の年月の誤記入や、終戦後外地での職業・就業期間が記載されている場合がある。また職業状況欄は、「自」と「至」の年号が未記載の調査票が多い。この場合、外地渡航年月日が「昭和」と選択されている場合は、職業開始も「昭和」と判断できる。また、年号未記載でも、20よりも大きい数字が「自」年または「至」年の場合は「明治」と判断している。また在外年数から判断するケースもある。

職業欄に「学生」と記載してある場合は、原則「未就業」としたが、「医学生」は職業訓練の一環であるため「職業」として処理するなどの判断も行っている。

以上のように、『調査票』はデータ量が膨大であり、記入も個人で行われたため、記入情報の不一致やミスも多々みられる。データベース作成時には迷いや課題に直面することがあるが、他の記載情報から判断できるものもあり、対処方法の蓄積もなされてきた。今後は『調査票』の研究がより進展することで、これらの対処方法の蓄積も進展することが期待される。

資料3 引揚者在外事実調査票（裏面）「記入上の注意」

引揚者在外事実調査票について

この調査は、総理府に設置されている在外財産問題審議会の今後の審議に必要な資料を得るために行うものですから、次の事項をよく読んで誤りのないよう正確に記入し、調査員に提出して下さい。ただし、この調査が行われることにより直ちに在外財産の補償が行われるものではありませんから、この点誤解のないようにしてください。

記入上の注意

1. この調査は、昭和20年8月9日現在外地にあった世帯の世帯員について世帯主が代表して記入すること。ただし、当時の世帯主が既に死亡している場合、未帰還の場合又は内地

で軍人、軍属となり、そのまま終戦時まで外地にいた場合は、この者以外の当時の世帯員のうちから原則として次の順位により代表者を選定して、その代表者が調査票を記入すること。

配偶者、子、父、母、孫、祖父、祖母、兄弟姉妹

(※子、孫、兄弟姉妹については出生順による。)

2. 「氏名」欄は、昭和20年8月9日の姓と現在の姓が変わっている場合は、現在の姓を記入し、「世帯員の状況」欄の「氏名」欄の括弧内に終戦時の姓を記入すること。

「終戦時の世帯主との続柄」欄は、昭和20年8月9日現在の世帯の世帯主が代表者の場合は「本人」と記入し、それ以外の場合は、その世帯主との続柄を記入すること。

「引揚後最初の住所」欄は世帯代表者が引揚後最初に主要食糧購入通帳等の交付を受けた住所を記入すること。

「在外地域区分」欄は、昭和20年8月9日現在の住所に該当する地域に冠してある数字を○でかこむこと。

「在外年数」欄は、世帯代表者の在外年数を記入すること。在外年数は、外地渡航時から昭和20年8月9日までの年数とすること。ただし、外地において出生したものについては、その出生のときを外地渡航のときとする。また、内地において軍人、軍属となり外地において除隊又は退職し、引き続き外地にいた者についてはその除隊または退職のときを外地渡航のときとする。

「世帯の状況」欄は、昭和20年8月9日現在外地にあった世帯の世帯員につき、調査の行われる日現在、生存している者を「そのI(生存)」欄に、すでに死亡している者を「そのII(死亡)」欄に、記入すること。ただし、当時の世帯員であっても、現在未帰還の者又は内地において軍人、軍属となりそのまま終戦時まで外地にいた者はこの欄に記入せず、「備考」欄の空欄にその者の氏名、生年月日、所属、階級、身分等を記入すること。

「生活保護適用の有無」欄は、調査日前1箇月に生活保護を受けていた場合は、有を○でかこみ、受けていなかった場合は、無を○で囲むこと。「在外中の世帯主の職業状況」欄は、昭和20年8月9日現在外地にあった世帯の世帯主の在外中の職業、勤務先及び期間につき最も長期にわたったもの及び昭和20年8月9日現在のものを記入すること。

「恩給受給状況」欄は、昭和20年8月9日現在外地にあった世帯の世帯員(世帯主を含む)のうち調査日現在内地にいる者が、恩給の受給権を有している場合、その者の氏名、恩給の種類及び年額を記入すること。

「備考」欄中「世帯代表者の在外事実証明先」欄は、世帯代表者の在外事実(調査票に記入された事項、特に在外年数)につき証明のできるものの有無について有又は無を○で囲むこと。証明のできるものがある場合は、次の区分により該当するものに冠してある数

字を○でかこむこと。

1. 官公署

外地において官公署に勤務していた者であつて、その勤務していた事実について外務省等現存する関係官公署において証明できる場合

2. 会社

外地において勤務していた会社が内地に現存し（勤務していた会社の延長と認められる会社が内地に現存している場合を含む。）その会社において勤務した事実が証明できる場合

3. 団体

外地において会社又は団体に勤務していた者であつてその事実について証明のできる本邦に現存する団体（勤務していた会社又は団体の延長と認められる団体を含む。なお、開拓民自興会は、開拓団の延長の団体とみなす。）がある場合

4. その他

1, 2, 3 及び 3 以外の場合で、在外事実を証明できるものがある場合。

以上の場合で証明のできるものが二つ以上あるときは、最も確実なものをとること。

3. この調査票の記入にあつては、文字は墨又は青インクを用い、かい書ではっきりと記入すること。また、数字はすべて算用（アラビア）数字を用いて記入すること。

出所)『昭和31年度引揚者在外事実調査票』（裏面）、神奈川県立公文書館資料群 ID 1199412917、民生部世話課。

資料4 『受権資格研究資料』

	問い	回答
1	外地で看護婦をしていた独身者、帰国後結婚したる者は申告しうるや又外地で両親と同居していたが勤務病院の都合により両親より遅れて引揚げた看護婦（引揚証明書あり）が帰国後結婚した場合申告しうるや	前段は可 後段同居の場合は不□
2	終戦前帰還したるも其の職場にはそのまま復帰出来ず引揚者となりたるも引揚証明なき者は申告しうるや	否
3	外地に本社があり当地に於いて世帯を持っていた者が内地の支社に転任となつて内地で終戦を迎えた場合申告しうるや	否
4	引揚後離婚分離せる夫婦が各別個に申告をなしうるや	否 主人可
5	引揚後夫は別なる愛人と結婚生活に入り（内縁関係）妻は女中奉公等にて生活中なるも戸籍面は従前通りの夫婦関係にある場合	主人可
6	外地にて夫婦生活を営み居りたるも内縁関係にて入籍せず引揚後夫は戸籍面にもある本妻と生活し同居も許さず全然放任顧みられざる女は資格なきや	資格ある

7	在外中各個別の世帯主が帰国後結婚し又は親子関係で現在一世帯を構成して居るものは各別個に申告してよろしきや	各戸別に申告し得る
8	南洋諸島に居住していた者が戦争の激化に伴い命令により終戦前に引揚げを余儀なくされたるものは申告しうるや	不可と思うが研究する
9	終戦一年前に戦禍の拡大を恐れ妻女のみ帰国夫の帰国を待望中夫は外地にて病死した為止むを得ず非引揚者に再婚したる場合	不可
10	濠州の邦人は日本が南方攻撃開始後に一齋に検束されて一、二年収容所生活をしたが、外交官交換船にのせられて昭和十八年に日本に強制送還された者（外務省の引揚証明あり）は終戦前の引揚者であっても引揚者とすべきと思う如何	不可
11	朝鮮からの脱出密航者或は便船帰国者思い思いの地点に上陸したので上陸地で交付する引揚証明書を持たず、この場合引揚証明を如何にすべきか、又申告をなしうるや	可能 事情を説明立証の方策を講じ引揚証明書の交付を受くること
12	外地勤務中病気に罹り医師の勧告により昭和十九年より勤務所の許可を得て内地に転地療養中のもの大体全快したので勤務所に帰任電報に接していたが乗車券購入出来ずそのまま終戦となったもの及びこの場合家族同伴の場合は如何にすべきや	立証可能であれば可
13	終戦前、商用、家事（葬儀）その他の要件で内地に旅行中終戦となり内地に残留していたものは引揚者として取扱はれるか	可
14	外地に於いて父の家を離れて別個に職業を有し生活していたもの、父と別個に引揚げた者が現在父と同居しているものは別世帯として申告しうるや	二世帯可
15	外地に於て別個の家族が引揚時同一世帯として引揚げ現在別個の世帯で居る場合は如何にすべきや	立証可能であれば可能
16	引揚未亡人が引揚後引揚者以外の者と再婚している者は申告しうるや	可
17	引揚後離別夫は他に妻をめぐりて他に居住、離別の妻は娘と世帯を構へている、いずれが適格者なりや	夫だけ可
18	引揚後結婚して死亡したる時引揚にあらざる妻子は申告をなしうるや、その場合の年数は如何にすべきや	可、主人の在外年数
19	外地生れで父死亡母と共に引揚げ母と現在同世帯にあり渡航年月日は母の渡航年月日にて可なりや、現在世帯主は子の名義	母の名義 母の在外年数
20	引揚途中妻子は死亡单身引揚者、引揚者に非ざる家に養子となりし者、戸主は養父の場合	本人だけ可
21	終戦前夜の戦禍により父母兄弟に死別、遺児として連れ帰られ現在奇特なる人に救われ（養女、養子に非ず）生育中なるも原籍地名は素より父兄の氏名すら判明せざる場合	日本人の子供で□□□可
22	通信隊員として一五才で外地に渡航したが引揚当時は二十才に達していた者は申告しうるや	可
23	満洲開拓員として軍に協力して戦死したる遺族は国家より弔慰金を受くがその家族は引揚申告をなし補償をうけられるや	否

24	外地に於いて第三人と結婚生活を送っていたが終戦の為一人で引揚げてきた妻女は申告しうるや	可
25	引揚げ途中疑似結婚して引揚げ後すぐに別れた、別個に申告しうるや	乗船と同時に別れていれば二世帯共に可能である
26	引揚げ申告をなした後に死亡したる場合の申告は如何にすべきや	家族可
27	引揚証明書を紛失した者は絶対に再交付を受けねばならぬか、退去証明書、其他引揚者と確認すべき資料のあるものは引揚者と見做すことは出来ぬのか	再交付を希望するも他に立証するものがあればそれでもよい
28	外地に祖父の代より居住していた者（引揚当時祖父は既に死亡）在外年数を祖父の代から計算してよいか	本人の在外年数だけ
29	初め五、六年間外地に在住した人引揚げて五、六年後再び外地に渡航せる者は再度渡航後の年数を在外年とするや初めの五、六年も加えるや	中断は認めない
30	学業の為一時内地に帰つて来ていた期間の扱いは如何にすべきや	通算する
31	外地で出生した者の受権資格は出生した年月日よりとするか成年に達した年よりとするか	出生のときより起算
32	引揚証明書は上陸地の援護局発行分に限るのか、それとも外地に於いて発行した証明書でもよいのか	いずれも可
33	満洲にて家族と共に生活していた軍人軍属は引揚者なるや	軍人軍属は不可 家族は良し
34	現地応召後復員せるものの在外年数は応召期間を加えうるや	加算する
35	内地で召集をうけ外地で一度解除されて居住していたものの渡航日は解除の日か渡航の日か	解除日とする
36	外地で単身者が在住地部隊に応召し其の後に部隊が内地に移動したるまま終戦に依り召集解除となりたる者の取扱いは如何	なし
37	終戦前五、六ヶ月未滿の在外の取扱いについて	認める

出所) 広島県立文書館所蔵の『引揚者在外事実調査票』簿冊 (S01-98-1~50) 中に、町会別の集計用紙の裏面として綴られていた「受権資格確認資料」をもとに筆者が作表した。作成者、作成日は不明である。旧仮名づかいはそのままとした。解読不明な文字は□とした。(2014年12月17日閲覧)。

6. おわりに

戦後の「内地」日本では、引揚者による人口の大量流入があった。それにより膨れ上がった人口の再配置、労働力や技術力の移行、産業構造の変革など、敗戦は国家体制の転換だけではなく、社会生活面や経済面でも大きな転換期であった。新しい戦後日本が復興を遂げて行く過程の中には、外地経験を有する引揚者の存在があった。

本稿では、引揚者が、戦後日本経済が復興していく中で、新たな生活手段を得て、定着・生活再建をしていく過程を分析する資料として『引揚者在外事実調査票』を紹介した。

この『調査票』は、歴史資料としての活用価値が高いことは、先行研究の整理から改めて示された。『調査票』は、引揚者世帯70-80%を網羅しているため、データベース化を順次進める事により、引揚研究への統計的アプローチが可能になる。データベース化と分析の進展により、これまでの資料分析では浮かび上がってこなかった引揚者の存在も含め、引揚研究の中で解明が困難であった引揚げの全体像が明らかになると考える。

引揚者が数百万人という膨大な人数であるため、研究には膨大な時間と労力を要し、データベース作成やデータ分析を進める上で、筆者二名は様々な課題に直面してきた。本稿では、この課題も含めて、資料情報を開示することにより、より一層の資料理解を広めたいと考える。これにより、一人でも多くの人にこの『調査票』が活用され、統計データの蓄積と分析が進み、研究の進展につながることを願う。

付記

『調査票』のご教示、県公文書館のご紹介をいただいた加藤聖文氏に、心からお礼申し上げる。援護関連資料の閲覧、収集は茨城県立歴史館、大阪府公文書館、沖縄県庁子ども生活福祉部、神奈川県立公文書館、広島県立文書館にご協力をいただいた。データベース作成は Janet Hunter, Joan Rosés, Peter Howlett の諸先生にご指導いただいた。『調査票』データ入力の問題点を共有下さった東京反訳株式会社の渡邊朱香氏、沖縄県『調査票』データベースを共同で作成した野入直美、渡邊勉氏、『調査票』活用について助言をいただいた木村健二、谷本雅之、柳沢遊の諸先生方、筆者二名を紹介いただいた Jonathan Bull 氏にもお礼申し上げる。本稿研究は Japan Foundation Endowment Committee, LSE STICERD Michio Morishima Fund, 科学研究費助成事業研究活動スタート支援17H07250, 若手研究19K13762, 基盤研究(B)19H04357の助成を受けた。

上記、野入と渡邊の論文は、野入直美編著『引揚エリートと戦後沖縄の再編』（不二出版、2024年2月刊行予定）に収録される。同書は基盤研究(B)19H04357「戦後沖縄の再建と引揚げエリートー台湾・満洲の専門職引揚者を中心に」の成果発表である。

本稿脱稿後に刊行された『引揚者在外事実調査票』活用の先行研究を追記する。根岸秀行(2023)は、岐阜市の『引揚者在外事実調査票』、『岐阜繊維問屋町御案内』（岐阜繊維問屋町連合会、1955年）、『引揚者在外私有財産実態調査票』（引揚者団体全国連合会、1964年）を照合・分析している。岐阜市のアパレル産業は、引揚者の闇市活動を起源としているが、引揚者以外の多様な人々を引き寄せの中で開放的な事業集団が形成され、岐阜アパレル産業が主要産地化した状況を検討している。「岐阜繊維問屋町事業者と戦後引揚者の人的系譜ー三つの名簿から」『郷土研究岐阜 創立50周年記念論集』、227-236。